

## 第10章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、基本法第48条の規定に基づき町長が単独で、又は関係機関との緊密な連携のもとに総合的かつ計画的な防災訓練を実施し、防災についての知識及び技術の向上と住民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、その内容について本計画で定める。

### 1 訓練実施機関

訓練は、防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成、若しくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、訓練後において評価を実施し、それを踏まえた体制の改善について検討をする。

### 2 訓練の種別

防災訓練の種類は、次のとおりとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難救助訓練
- (4) 災害通信連絡訓練
- (5) 非常招集訓練
- (6) 総合訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) その他災害に関する訓練

### 3 訓練の実施町及び防災会議は、各関係機関と密接に連携し訓練を実施する。

その区分及び実施方法は、次のとおりである。

また、災害時要援護者との連携を含めた訓練を行うものとする。

#### (1) 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

## (2) 実施訓練：別表

別表

区 分	実 施 時 期	実 施 場 所	実 施 内 容
水防訓練	水害発生多発時期前	水害危険地区	各種水防工法、水位雨量観測、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等の訓練を実施する。
消防訓練	火災発生多発時期前	災害危険地区	消防機関の出動、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、情報連絡等の訓練を実施する。
避難救助訓練	適 宜	指定避難場所ごとの区域	水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難誘導、避難場所の防疫等の訓練を実施する。
災害通信連絡訓練	適 宜	防災関係機関相互	災害時における気象予報の伝達及び災害情報の通信等を迅速かつ的確に実施するため、第3章「災害情報通信計画」に基づき訓練を実施する。
非常招集訓練	適 宜		災害時において、迅速に配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び動員要領についての訓練を実施する。
総合訓練	適 宜		各種訓練を組み合わせた総合的な訓練を実施する。 実施機関は、本部が主体となり関係機関が協力をする。
その他災害に関する訓練	適 宜		その他の災害に関する訓練、相互応援協定に基づく訓練及び民間団体(自主防災組織、ボランティア及び地域住民)との連携した訓練を実施する。

注 細部については、その都度決定する。